

保存版

災害時

大規模な災害が起こったら、起こりそうなら

松井ヶ丘小学校

避難行動・避難所運営マニュアル

松井ヶ丘自治会・山手東自治連合会
山手南自治会・山手西自治会

あなたの避難所は

松井ヶ丘小学校



基本的な考え方

- 1 災害時には、一人ひとりの自助を基本とします。
- 2 住民主体の避難、避難所開設・運営を目指します。
- 3 避難所は災害時の地域コミュニティの支援拠点と考え、準備、運営します。
- 4 要配慮者及び男女共同参画の視点にも十分配慮し、すべての人にやさしい避難所づくりを目指します。

災害時には、要配慮者を優先しましょう。

要配慮者とは

- 高齢者** 迅速に避難することが困難なことが予測されます
- 障がいのある人** 視覚、聴覚、肢体、精神、知的、内部等の障がいのある人
- 在宅療養者、透析が必要な人、糖尿・高血圧などの疾患のある人**
- 乳幼児・妊婦** 乳幼児を連れて逃げるのが困難です
- 外国人** 言葉が通じないことが想定されます

配慮し合えること

- ① 声かけ
- ② 情報伝達
- ③ 避難支援
- ④ 被災生活支援



要配慮者に配慮した運営

- 食事や物資の配給、情報提供方法やトイレの利用など、高齢者や障がいのある人、乳幼児、妊婦など要配慮者への配慮が大切
- プライバシー確保への配慮が必要であると同時に、孤立化を防ぐための見守りの工夫が大切
- 要配慮者自身が「要配慮者」であることをわかるよう示すことも必要

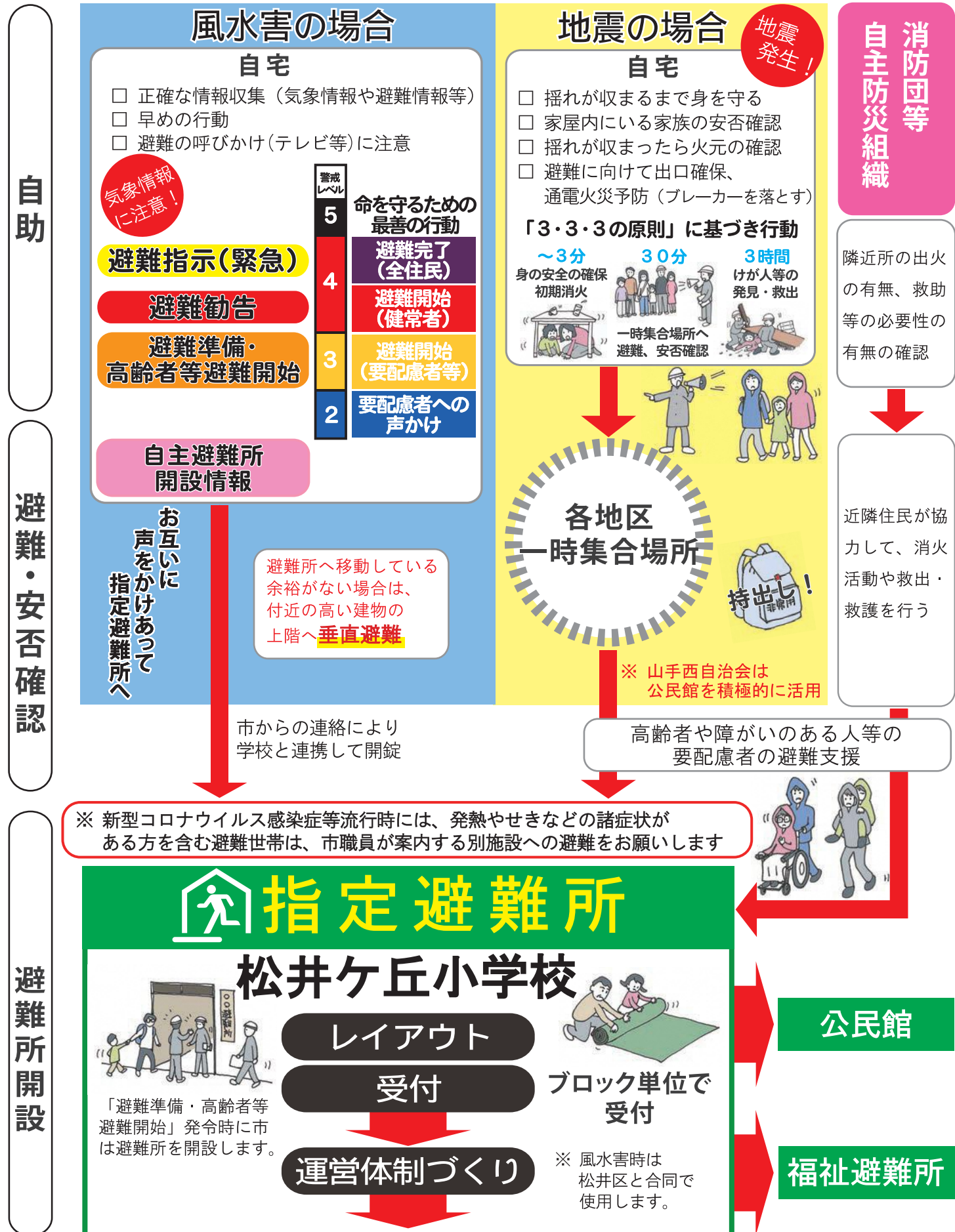
男女共同参画の視点に配慮した運営

- 男女それぞれのニーズの違いに配慮した安全・安心・快適空間づくり
⇒ 女性をはじめ、性的マイノリティ（LGBT）、要配慮者等に配慮した避難所づくりを目指すことで、被災者全員が少しでも快適に避難所生活を営むことができるよう心がけましょう。

LGBT：女性同性愛者Lesbian、男性同性愛者Gay、両性愛者Bisexual、そしてトランスジェンダーTransgenderの頭文字を用い、これらの人々をまとめた呼称

避難

災害が発生した時の避難行動の手順です。災害時に速やかに行動がとれるように、「風水害」と「地震」の場合の避難行動の手順を、日頃から確認し合っておきましょう。



※ 原則、車は使用せず避難

※ 特に「風水害」の場合には、指定避難所の開設は一時的な開設にとどまることもあります。

指定避難所 『松井ヶ丘小学校』

	指定避難所	市が定めた避難所
	各地区一時集合場所	地域住民が安否確認のために集まる場所
	公民館	
	あなたの自宅 (記入してください)	
	主避難経路 (各地区共通)	
	主避難経路までの避難方向 (松井ヶ丘自治会)	
	主避難経路 (山手南自治会)	
	主避難経路 (山手西自治会)	
	土砂災害警戒区域	
	土砂災害特別警戒区域	

山手東自治会 一時集合場所一覧

- ① もくもく公園 (11~18班)
- ② 京阪マンションギャラリー横植栽帯 (19班)
- ③ 諏訪ヶ原公園 (20~25・27・28班)
- ④ すくすく公園 (30~34班)

※ 1~10・26・29班は、直接指定避難所へ避難

山手東自治会
一時集合場所に集まってから、指定避難所へ避難

指定避難所
松井ヶ丘小学校

山手西自治会
山手西公民館へ避難
※ 状況に応じて、指定避難所への避難を検討

松井ヶ丘自治会
一時集合場所に集まってから、指定避難所へ避難

松井ヶ丘自治会 一時集合場所一覧

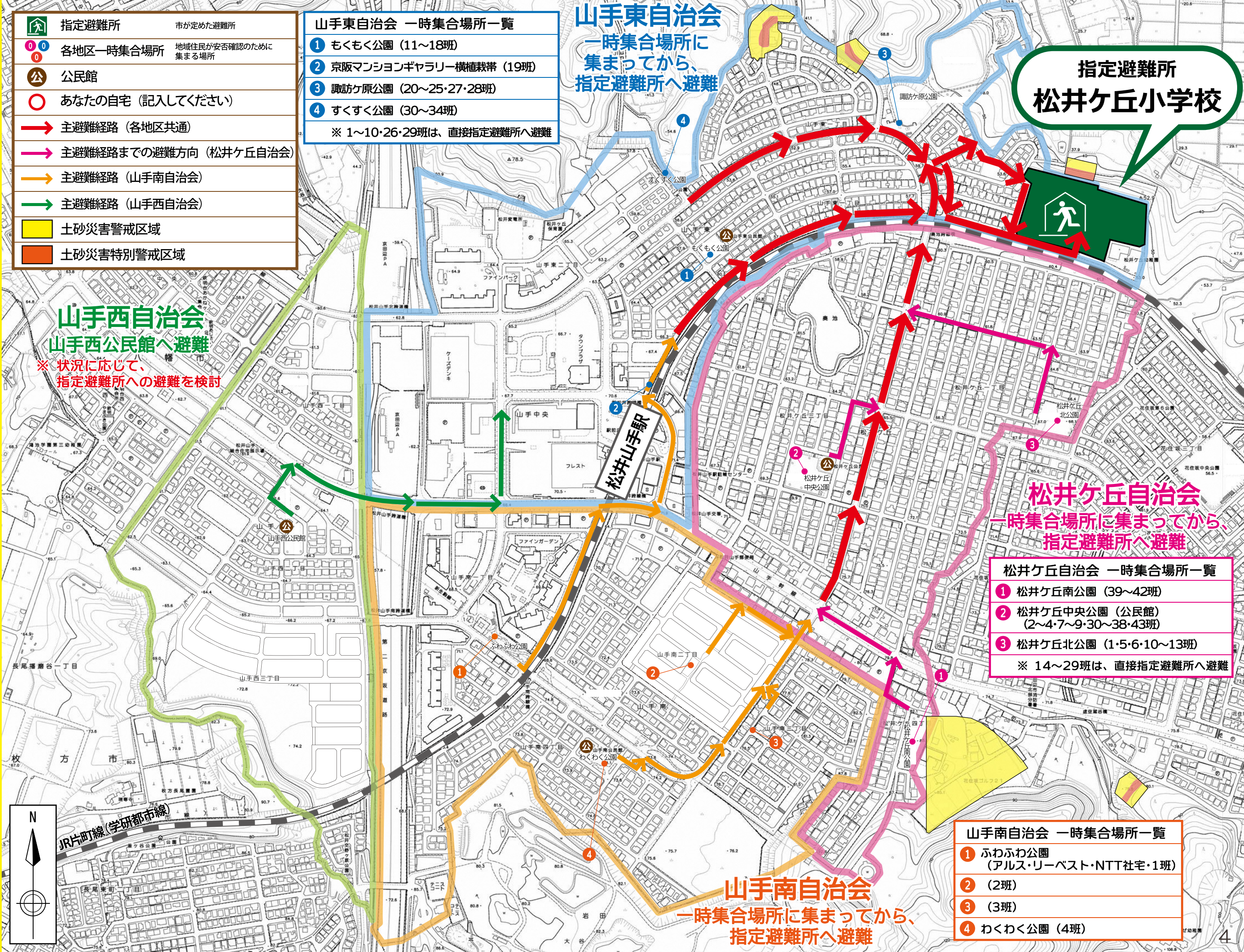
- ① 松井ヶ丘南公園 (39~42班)
- ② 松井ヶ丘中央公園 (公民館) (2~4・7~9・30~38・43班)
- ③ 松井ヶ丘北公園 (1・5・6・10~13班)

※ 14~29班は、直接指定避難所へ避難

山手南自治会 一時集合場所一覧

- ① ふわふわ公園 (アルス・リーベスト・NTT社宅・1班)
- ② (2班)
- ③ (3班)
- ④ わくわく公園 (4班)

山手南自治会
一時集合場所に集まってから、指定避難所へ避難



開設

避難者を受け入れる前に、施設のレイアウトづくりを行います。事前に決めておきましょう。
受付は、区・自治会単位の人数を確認し、避難者の名簿づくりを進めます。

レイアウトづくり

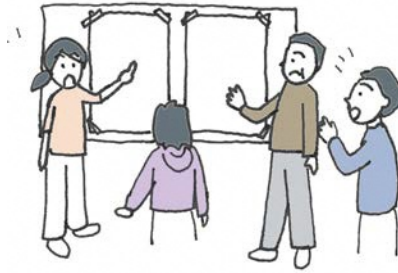
- 使用可能施設・使用除外施設を確認。場合によっては、現場で学校等と確認
- 主な避難場所となる施設において、安全確認後、レイアウトづくり
- 車で避難してくる避難者への対応や搬送車など車両の受入場所の確保
- グラウンドの活用を検討

●個室を確保すべきスペース

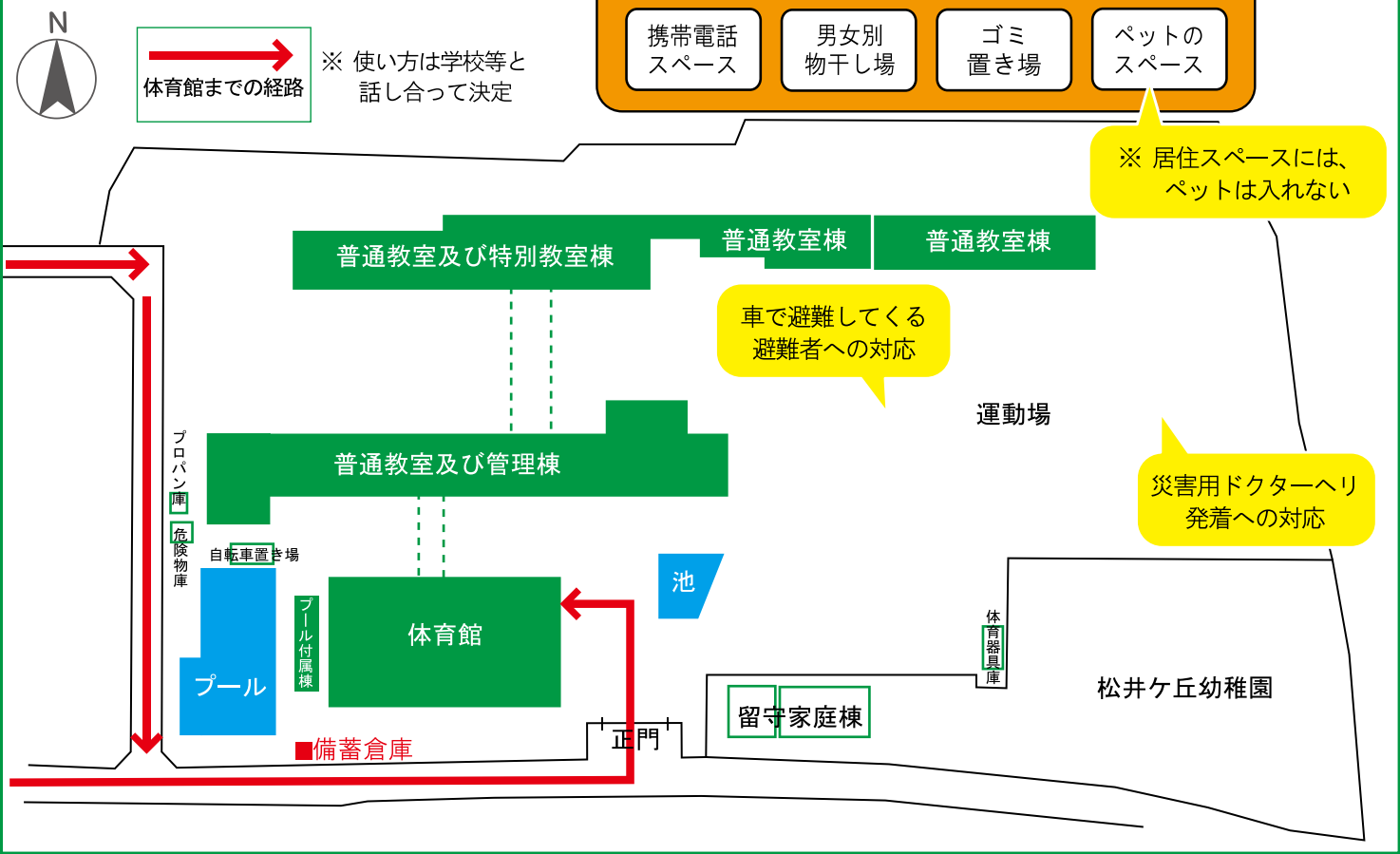
- * 避難所運営協議会本部
- * 物資スペース
- * 救護コーナー
- * 福祉避難コーナー
- ／感染症対策室
- ／体調不良者等一時休憩スペース
- ／子ども、親子で安心して遊べる部屋
- * 災害時対応電話・携帯電話のブース

●その他配慮すべきこと

- * 避難所の外に事前受付を設置
- * できる限り多くの避難スペース（部屋）を確保
- * 出入口等にスロープ配置
- * トイレの目隠しなどの配慮
- * 女性用の洗濯物干場の確保
- * 他地域の方の受入など、地域外の方のスペース確保
- * 盲導犬等の補助犬への配慮



配置図



体育館

備蓄倉庫

プール付属棟



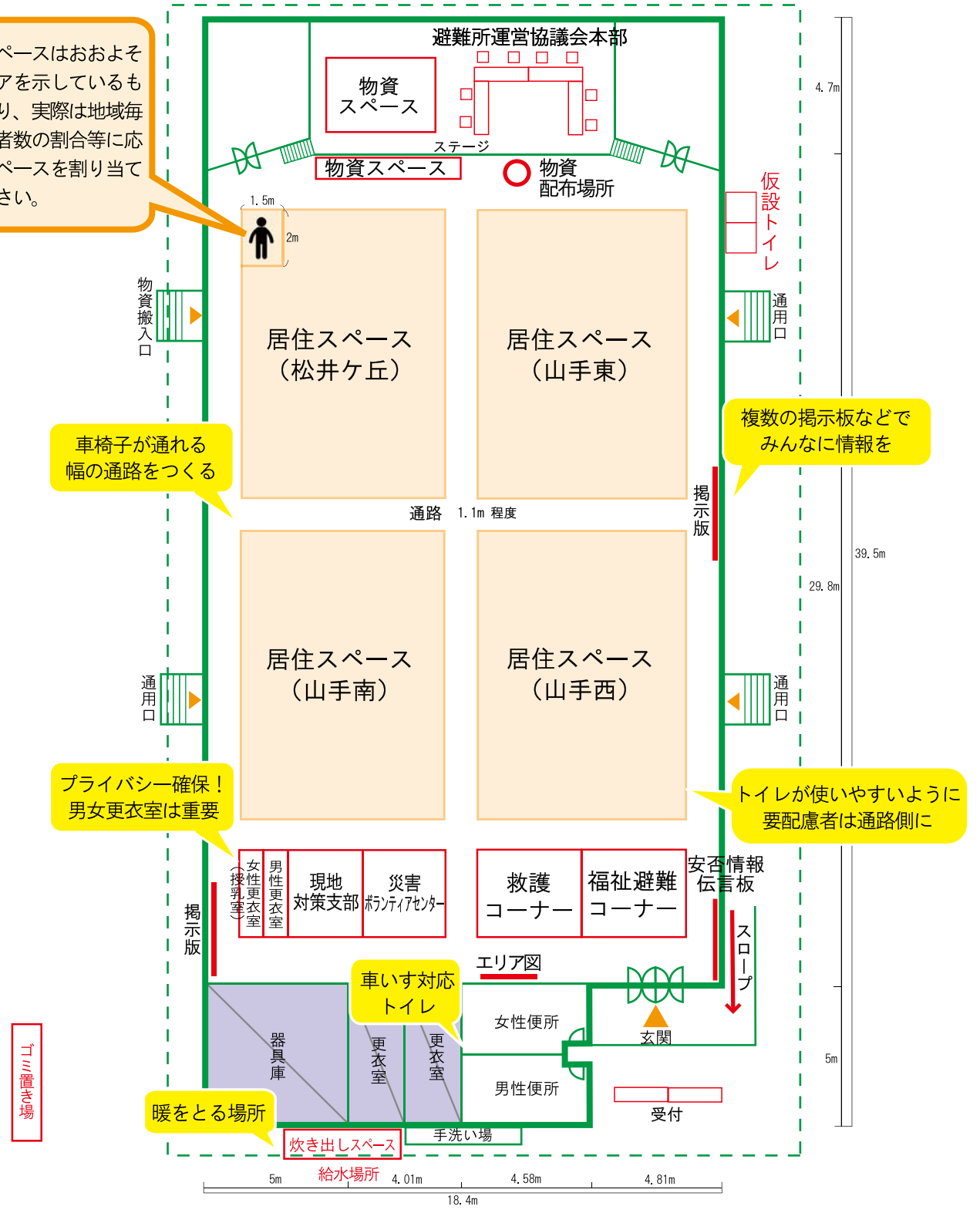
居住スペースはおおよそのエリアを示しているものであり、実際は地域毎の避難者数の割合等に応じてスペースを割り当ててください。

車椅子が通れる幅の通路をつくる

複数の掲示板などでみんなに情報を

プライバシー確保！男女更衣室は重要

トイレが使いやすいように要配慮者は通路側に



新型コロナウイルス感染症等流行時においては、

- * マスクや消毒液などはできるだけ持参してください
- * 受付時に体温を測定します
- * 市職員の指示に従って、他の避難者との間隔を十分に空けてください
- * トイレ等を使用された後、手洗い、うがいの徹底にご協力ください

開設

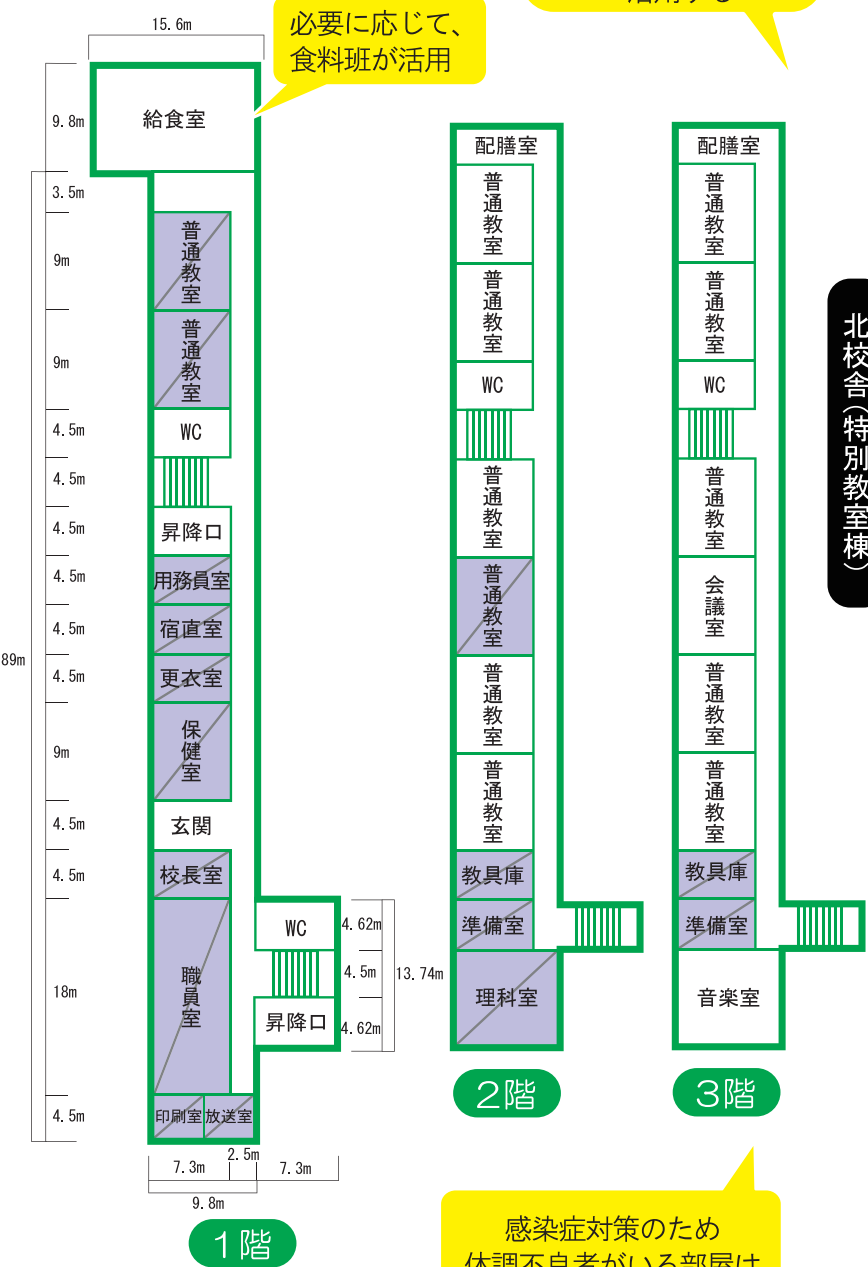


運営

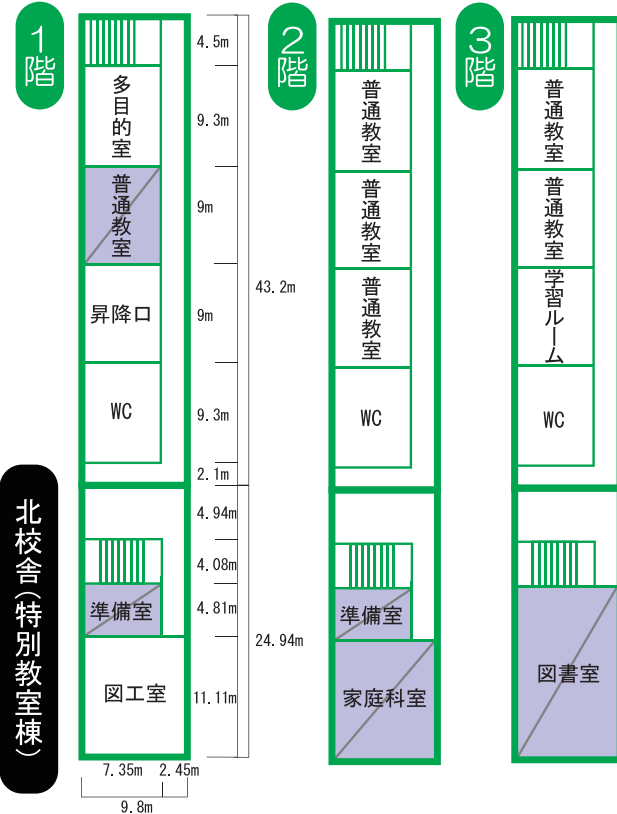
大切な9つの管理を
役割分担して避難所を運営します。

各階平面図

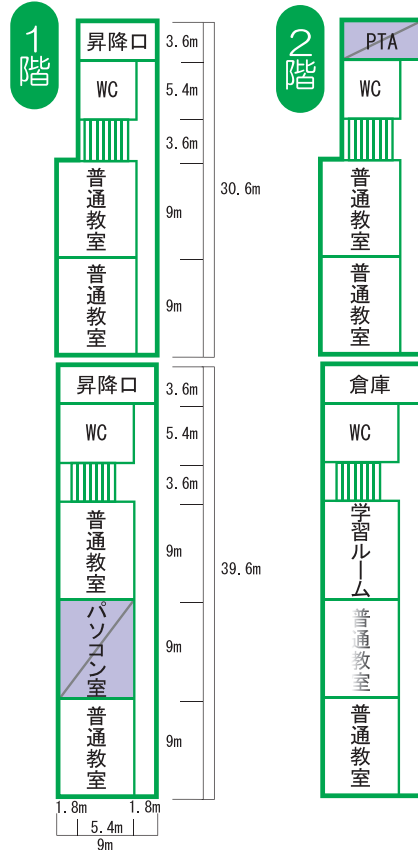
南校舎（普通教室及び特別教室棟）



北校舎（普通教室及び特別教室棟）



東校舎A（普通教室棟）



1. 避難者の受付・名簿づくり

受付・名簿づくりは、まず避難者の概算人数をとりまとめ、一定落ち着いた段階で、避難者の概要を把握します。



2. 運営協議会設置

運営にあたってのポイント

避難所生活のルール
をつくり周知

避難所において避難者に守ってもらいたいルールを話し合い、決定します。

情報は常に
“見える化”

情報が適切に伝わらないことがトラブルの原因になりますので、常に“見える化”を！

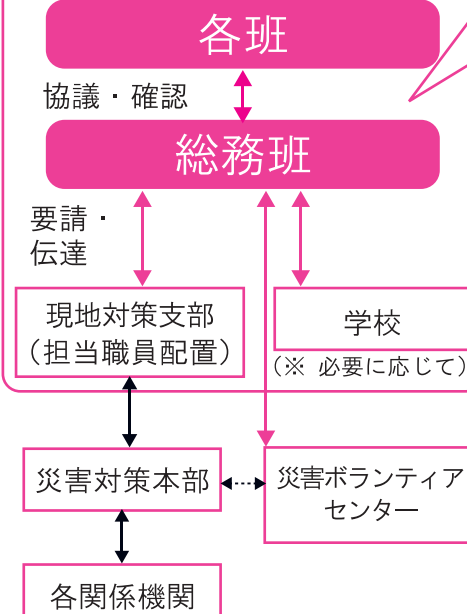
在宅被災者
にも配慮

避難所は、食料などの物資や各種情報の提供場所であり、在宅被災者も含めた支援拠点となります。

※ 発災直後は、状況に応じて、混乱する避難者をまとめるリーダー的存在により対応を進めることが必要な場面もありますが、一定落ち着いた段階からは、班体制を組み、組織的に避難所の運営を行うことが大切です。

行政責任のもと原則として
住民の自主運営

運営協議会

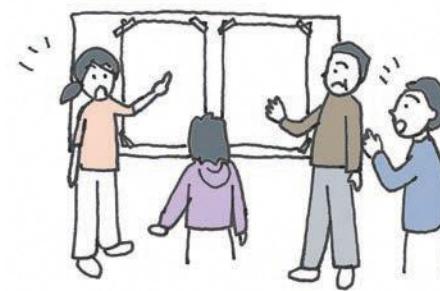


運営にあたって必要な班体制とその役割

班名	担う管理	役割
総務班	総務	体制づくりなど総務・統括管理
管理班 ※ 防犯も担う	空間	レイアウトづくりなど空間管理
	人員	避難者の名簿や入退所などの管理
	ボランティア	応援ボランティアなどの管理
情報班	情報	様々な情報の収集・提供などの管理
衛生班	衛生	避難所の衛生管理
救護・要配慮者班	健康	避難者の健康管理
食料班	食料	避難者の食料管理
物資班	物資	備蓄や救援物資などの管理

- ※ 必要に応じて班構成を細分化します。
- ※ 班長は班内で交代制にして、5日間程度でローテーションするなど工夫します。
- ※ 避難所運営協議会へ女性も参加できるように配慮しましょう。
- ※ 看護師や介護士などの有資格者や民生児童委員、福祉関係者など、避難者の中から専門的な知識・技術を持った方の協力を求めましょう。
- ※ 避難者の中から、学生等の若い力の活用を積極的に図りましょう。

運営体制



- 松井ヶ丘小学校 避難所運営協議会(地震の場合) -

松井ヶ丘自治会・山手東自治連合会・山手南自治会・山手西自治会が共同で、地域住民主体の運営協議会を設置し、避難所における課題への対応や、各自治会、現地対策支部との連携など、自主的で円滑な運営を進めます。

班名	担う管理	担当				役割
		松井ヶ丘自治会	山手東自治連合会	山手南自治会	山手西自治会	
総務班	総務	会長 副会長	会長 副会長	自治会長 副会長	会長 副会長	市及び関係機関との連携・体制づくりなど総務・統括管理
管理班 ※ 防犯も担う	空間	防犯交通部	防災 防犯部	総務部 自主防災会部	防犯 防災部長	レイアウトづくりなど施設設置・管理
	人員	副会長 (自主防災会)				避難者の名簿や入退所などの管理
	ボランティア	公民館長				応援ボランティアなどの管理
情報班	情報	書記	総務部	防犯部	書記	避難所や災害に関する情報の収集・提供などの管理
衛生班	衛生	環境衛生部	環境衛生部	環境衛生部	環境衛生部長	食事提供時の消毒、ゴミ箱の設置などの衛生管理
救護・要配慮者班	健康	社会福祉部	福祉部	社会福祉部 こども部	会計	避難者・要配慮者の健康状態などの健康管理
食料班	食料	文化部	文化部	体育部 文化企画部	体育文化部長	避難者の食事提供などの食料管理
物資班	物資	体育部	体育部	会計 公民館担当	公民館館長	備蓄や救援物資などの確認、配給の管理

松井ヶ丘小学校 避難所運営協議会 運営体制 (風水害の場合)

松井ヶ丘小学校 避難所運営協議会

松井ヶ丘自治会
山手東自治連合会
山手南自治会
山手西自治会

各班

松井区

各班

風水害時は地震時とは異なり、松井区とも協力して、必要に応じて、松井ヶ丘小学校避難所運営協議会を組織し、運営します



準備

被害想定と避難所の確認 / 天災は忘れた頃にやってくる

自分の地域の風水害の場合と地震の場合の被害想定を「京田辺市水害ハザードマップ」「京田辺市地震ハザードマップ」等で確認しておきましょう。

地域内でコミュニケーションを図りましょう。



日頃からの訓練で体制づくりを考えましょう。



地域の特徴をよく知っておきましょう。



みんなで要配慮者への配慮を心がけましょう。



※ 災害用リヤカー等を活用

非常持出袋の用意

避難時に持ち出せる非常持出袋を用意しましょう。

[非常持出袋の例] ※ 必要最小限で1日程度をしのぐため

- 食料 [例・缶入り乾パン110g 1個]
- 飲料水 [1~3リットル ※ 持てる重さによる]
- 懐中電灯 携帯ラジオ 軍手・手袋
- タオル ポリ袋 救急袋
- 筆記用具 新聞紙 ラップフィルム
- ウェットティッシュ トイレットペーパー 簡易トイレ
- サバイバルブランケット 呼び笛
- 個人的な必需品 (メガネ、コンタクトレンズ、入れ歯、持病薬、持病対応食品、貴重品など)
- 感染症対策物品 (マスク、消毒液)



重要

あると便利なものではなく、
「ないと困るもの」
を忘れずに!

NTT災害用伝言ダイヤル(171)等を活用し、家族で連絡を取り合う方法を事前に決めておきましょう。

備蓄品の用意

避難後に少し余裕が出てから安全を確認して自宅に戻り、避難所へ持ち出したり、また自宅で避難生活を送る上で必要な3日分程度、できれば10日分を備蓄しておきましょう。(※ 避難所には最低限の物資しか備蓄されていません。)

- 食料 (アルファ化米、インスタントラーメン、缶詰類、レトルト食品、ビスケット、チョコレートなど)
- 飲料
- 生活用品 (タオル、バスタオル、毛布、卓上コンロ、ガスボンベ、簡易トイレ、体ふきシート、ドライシャンプー、新聞紙、ラップフィルム、使い捨てカイロなど)

緊急医療情報キット

救命救急を迅速に行うためのものです。あわせて備えておきましょう。

【お問い合わせ】
京田辺市民生児童委員協議会事務局
健康福祉部 社会福祉課 TEL 0774-64-1371



「京田辺市防災情報メール」配信サービスに登録を!

市から防災情報をメールでお届けします!



PC・スマートフォン



フィーチャーフォン (ガラケー)

